

議案第1号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する
条例の一部改正

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県
市町村総合事務組合条例第1号）の一部改正について、別紙のとお
り提出する。

令和元年7月23日提出

岡山県市町村総合事務組合
管理者 山崎親男

[提案理由]

地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）
の一部改正に伴い、奨学援護金の支給額を改定する等所要の改正
を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第66条第1項第1号中「又は指導員訓練(職業能力開発促進法施行規則第36条の5に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第4号において同じ。)」を削り、同条第2項第3号中「16,000円」を「18,000円」に改め、同項第4号中「又は指導員訓練をうける者」を「を受ける者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第66条第2項第3号の規定については、平成31年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第 66 条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る第 35 条第 2 項に定める年金補償基礎額（以下「年金補償基礎額」という。）が 16,000 円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において 16,000 円を超えており、同日後 16,000 円以下となった者についても、同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第 124 条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 1 項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第 4 号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第 27 条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 2 に規定する職業訓練とする。次項第 4 号において同じ。）</p> <hr/> <p>を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第 66 条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る第 35 条第 2 項に定める年金補償基礎額（以下「年金補償基礎額」という。）が 16,000 円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において 16,000 円を超えており、同日後 16,000 円以下となった者についても、同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第 124 条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 1 項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第 4 号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第 27 条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 2 に規定する職業訓練とする。次項第 4 号において同じ。）又は指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 5 に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第 4 号において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専</p>

門学校の第 1 学年から第 3 学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者または公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者。中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 37 号）附則第 2 条の規定による専修訓練課程の第 1 類の普通職業訓練を受ける者月額 18,000 円

(4) 大学、高等専門学校の第 4 学年、第 5 学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者 月額 39,000 円

3～7 略

門学校の第 1 学年から第 3 学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者または公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者。中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 37 号）附則第 2 条の規定による専修訓練課程の第 1 類の普通職業訓練を受ける者月額 16,000 円

(4) 大学、高等専門学校の第 4 学年、第 5 学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練又は指導員訓練をうける者 月額 39,000 円

3～7 略